

# 最高人民法院による 「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

最高人民法院は、2020年11月16日、「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（以下「本規定」という）を公布した（施行日は、2020年11月18日）<sup>2</sup>。

中国では、特許・商標等の知的財産権に関する民事訴訟における証拠ルールについて、まとまった法令や司法解釈は無かったため、実務上、一般法である民事訴訟法及び関連する司法解釈が適用されてきた。中国においては、知的財産権の民事訴訟件数が増加していくとともに、知的財産権の民事訴訟の特殊性に配慮する必要性が認識されるようになってきた。そこで、本規定は、知的財産権の民事訴訟における証拠提出、挙証妨害、証拠保全、司法鑑定、証拠に対する質疑・認定、損害賠償等に関するルールを明確化し、挙証責任のバランスを図るために公布された。

以下、全33条からなる本規定の主なポイントを紹介する。

## II 本規定の主なポイント

### 1 挙証の原則

知的財産権民事訴訟の当事者は、誠実信用の原則を遵守し、法律及び司法解釈の規定に従い、積極的・全面的・正確・誠実に、証拠を提出しなければならない（1条）。

当事者は、自己の提出した主張について、証拠を提出してそれを証明しなければならない（2条前段）。事件の審理状況に基づき、人民法院は、民事訴訟法65条2項の規定を適用し、当事者の主張及び要証事実、当事者の証拠所持状況、挙証能力等に応じて当事者に証拠を提出するよう要求することができる（2条後段）。

### 2 挙証責任の分配

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-272241.html>

#### (1) 新製品に関する挙証責任

特許方法により製造された製品が新製品に属さない場合、特許権侵害紛争の原告は、①被告が製造した製品は特許方法を使用して製造された製品と同一の製品であること、②被告が製造した製品は特許方法により製造された可能性が比較的高いこと、③原告が被告による特許方法の使用の証明について合理的な努力をしたことについて、挙証し証明しなければならない(3条1項)。

原告が上記の事実について挙証した後、人民法院は、被告にその製品の製造方法が特許方法とは異なることについて挙証し証明するよう要求することができる(3条2項)。

#### (2) 合法的出所の抗弁に関する挙証責任

被告は合理的出所の抗弁を主張する場合、合法的な仕入れルート、合理的な価格及び直接的な供給者等を含む被疑侵害製品・複製品を合法的に取得した事実について挙証し証明しなければならない(4条1項)。

被疑侵害製品・複製品の出所につき被告の提供した証拠がその合理的注意義務の程度に達しているといえる場合、被告は4条1項に定める挙証に成功したと認定することができ、且つ被告は被疑侵害製品・複製品が知的財産権を侵害することを知らなかったと推定することができる(4条2項前段)。被告の経営規模、専門性、市場取引の慣習等は、その合理的注意義務を確定するための証拠とすることができる(4条2項後段)。

#### (3) 知的財産権非侵害確認訴訟における挙証責任

知的財産権非侵害確認訴訟を提起した原告は、①被告が原告に対して権利侵害の警告を發し又は原告に対して権利侵害の苦情を申し立てたこと、②原告が被告に対して訴権行使の催告を發したこと及びその催告・送達の間、③被告が合理的期間内において訴訟を提起しなかったことについて挙証し証明しなければならない(5条)。

#### (4) 行政行為により認定された基本的事実

法定期限内に行政訴訟が提起されなかった行政行為により認定された基本的事実、又は行政行為により認定された基本的事実が既に効力の発生した裁判により確認された部分について、それを覆すに足りる反対の証拠がある場合を除き、当事者は知的財産権民事訴訟において改めてそれを証明する必要はない(6条)。

### 3 証拠の認定

#### (1) 証拠収集

権利者が侵害行為を發見し又はそれを証明するために、自ら又は他人に委託して普通の消費者の名義で被疑侵害者から侵害製品を購入することにより取得された実物、領収書等は、被疑侵害者による権利侵害について提訴するための証拠とすることができる(7条1項)。

被疑侵害者が他人の行為に基づき実施した知的財産権侵害行為から形成された証拠は、被疑侵害者が権利者の証拠収集行為のみに基づき知的財産権侵害行為を実施した場合を除き、権利者がそれによる権利侵害について提訴するための証拠とすることができる（7条2項）。

## （2）域外で形成された証拠

①既に人民法院の発効した裁判により確認された場合、②既に仲裁機関の発効した判決により確認された場合、③公的又は公開ルートで入手することができる公開出版物、特許文献等の場合、④その真実性を証明できる他の証拠がある場合のいずれかにおける中国域外において形成された証拠について、当該証拠が公証・認証等の証明手続を経っていないという理由だけで当事者が異議を申し立てても、人民法院は、その申立てを支持しない（8条）。

中国域外において形成された証拠について、①異議を申し立てた当事者が証拠の真実性を明確に認めた場合、②相手方当事者が証人の証言を提供し証拠の真実性を確認し、且つ証人が虚偽の証言をした場合は処罰を受け入ると明確に表示した場合のいずれかの状況が存在するときに、当該証拠が認証手続を経っていないという理由だけで当事者が異議を申し立てても、人民法院は、その申立てを支持しない（9条1項）。

## 4 証拠保全

当事者又は利害関係者による証拠保全の申立てについて、人民法院は、①申立人がその主張について初歩的証拠を提出したか否か、②証拠は申立人自ら収集できるか否か、③証拠が滅失し又はその後取得困難となる可能性及びそれが要証事実に与える影響、④講じる可能性のある保全措置が証拠保有者に与える影響を結び合わせて、審査を行わなければならない（11条）。

証拠保全が技術に係る場合、現場検証記録の作成、製図、写真撮影、録音、録画、デザイン及び生産図面の複製等の保全措置を講じることができる（12条2項）。

当事者が正当な理由なく証拠保全に協力することを拒み又は証拠保全を妨害することにより、証拠保全ができなかった場合、人民法院は、その当事者が不利な結果を負担すると確定することができる（13条）。また、既に人民法院により保全された証拠について、当事者が無断で証拠の実物を分解し若しくは組み立て、証拠資料を改竄し、又は証拠を破壊するその他の行為を行うことにより、証拠が使用できなくなった場合、人民法院は、その当事者が不利な結果を負担すると確定することができる（14条）。

申立人が保全された証拠の使用を放棄したが、保全された証拠が事件の基本的事実の究明に関わり又はその他の当事者がその使用を主張する場合、人民法院は、当該証拠について審査・認定することができる（18条）。

## 5 司法鑑定

人民法院は、①被疑侵害技術と特許技術、先行技術の関連技術特徴の手段・機能・効果等の側面における相違点と共通点、②被疑侵害著作物と権利が主張される著作物の相違点と共通点、③当事者の主張する営業秘密とその所属する分野における既に公衆に知られている情報の相違点と共通点、及び被疑侵害情報と営業秘密の相違点と共通点、④被疑侵害品と授権された品種の特徴・特性の側面における相違点と共通点、及びその差異は非遺伝変異によるものであるか否か、⑤被疑侵害集積回路配置図設計と保護が求められる集積回路配置図設計の相違点と共通点、⑥契約に係る技術に欠陥があるか否か、⑦電子データの真実性・完全性、⑧鑑定を委託する必要があるその他の専門的な問題について、鑑定を委託することができる（19条）。

## 6 証拠提出命令

挙証責任を負う当事者が、証拠をコントロールする相手方当事者に証拠提出を命じることを書面で人民法院に申し立て、理由が成立する場合、人民法院は、裁定を下し提出を命じなければならない（24条）。

人民法院が当事者に関連証拠の提出を要求し、その当事者が正当な理由なく証拠の提出を拒み、虚偽の証拠を提出し、証拠を隠滅し又は証拠の使用不能をもたらすその他の行為を行った場合、人民法院は、相手方当事者の当該証拠に係る証明事項についての主張が成立すると推定することができる（25条1項）。

## 7 証拠に対する質疑

証拠が営業秘密又は秘密保持が必要なその他の商業的情報に関わる場合、人民法院は、関連する訴訟参加者が当該証拠に接触する前に、秘密保持契約の締結、秘密保持の承諾を行うよう要求し、又は裁定等の法律文書により訴訟手続に接触した秘密情報につき本件訴訟以外のいかなる目的でも開示、使用、他人への使用許可をしないよう命じなければならない（26条1項）。当事者が上記の証拠に接触する者の範囲への制限を申し立て、人民法院が審査を経て必要があると認定した場合、人民法院は、それを許可しなければならない（26条2項）。

当事者が公証文書について異議を申し立て、且つそれを覆すに足りる反対の証拠を提供した場合、人民法院は、当該公証文書を採用しない（30条1項）。また、当事者が公証文書について異議を申し立てる理由が成立した場合、人民法院は、公証機構に説明又は補正を要求することができ、且つその他の関連証拠と結び合わせて当該公証文書について審査・認定を行うことができる（30条2項）。

## 8 損害賠償

当事者が提供した財務帳簿、会計証憑、販売契約、入出荷伝票、上場会社の年報、株式募集説明書、ウェブサイト又はパンフレット等の関連記載、設備システムの保存する取引デー

タ、第三者プラットフォームの統計・商品流通データ、評価報告書、知的財産権使用許諾契約及び市場監督管理、税務、金融部門の記録等は、当事者が主張する知的財産権侵害の賠償額を証明するための証拠とすることができる（31条）。

当事者が知的財産権許諾使用料の合理的倍数を参照して賠償額を確定することを主張する場合、人民法院は、①許諾使用料が実際に支払われたか否か及びその支払方式、又は許諾使用契約が実際に履行され又は届け出られたか否か、②使用を許諾する権利の内容、方式、範囲、期限、③被許諾者と許諾者の間に利害関係があるか否か、④業界における許諾の通常基準を考慮して、許諾使用料の証拠について審査・認定を行うことができる（32条）。

### Ⅲ おわりに

上述のように、本規定は、さまざまな面から、知的財産権民事訴訟における証拠ルールを具体化した。全体的にいえば、本規定は、知的財産権民事訴訟における権利者側の負担を軽減するとともに、当事者が知的財産権民事訴訟において積極的且つ誠実に証拠を提出するよう促し、知的財産権民事訴訟における公正・迅速な審理を推進しようとしている。

2020年6月15日に公表された意見募集稿<sup>3</sup>と比べると、本規定では計20か条の規定が削除されており、証拠ルールの内容について依然として不明確な点が多く残されている。

とはいえ、本規定には、非常に重要な内容が多数、含まれている。例えば、①行政取締り等により認定された基本的事実については、原則として、知的財産権民事訴訟において改めてそれを証明する必要はないこと（6条）、②権利者が侵害行為を発見し又はそれを証明するために、自ら又は他人に委託して普通の消費者の名義で被疑侵害者から侵害製品を購入することにより取得された実物、領収書等は、被疑侵害者による権利侵害について提訴するための証拠とすることができること（7条1項）、③公的又は公開ルートで入手することができる公開出版物、特許文献等は、中国域外において形成されたものであっても、当該証拠の公証・認証等は不要であること（8条）等である。

日本企業・日系企業としては、本規定を十分に検討したうえで、今後の中国における知財紛争に備えておく必要がある。

※ 最終修正：2020年11月30日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>3</sup> <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236421.html>